

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中  
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成 24年 1月 13日

### 温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
北海道王子製紙間伐促進プロジェクト			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	王子製紙株式会社(オウジセイシカブシキガイシャ)		
住所	東京都中央区銀座 4 丁目 7-5		
代表者氏名	篠田 和久	代表者役職	代表取締役社長
担当者氏名	辻本 篤郎	担当者 所属部署・役職	資源戦略本部 企画管理部 グループマネージャー
担当者 E-mail	atsuo-tsumimoto@ojipaper.co.jp	担当者電話番号	03-3563-4567
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	王子木材緑化株式会社(オウジモクザイリョッカブシキガイシャ)		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	王子製紙株式会社(オウジセイシカブシキガイシャ)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社		
検証機関名	SGS ジャパン株式会社		



プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	0049
プロジェクト登録日	2010年11月15日
プロジェクト概要 <sup>1</sup>	<p><b>【プロジェクトの目的・内容】</b> 王子製紙社有林 4 箇山林を対象として、山林所有者:王子製紙、山林管理・事業実行者:王子木材緑化共同にて、間伐促進による温室効果ガスの更なる吸収を図る。また、これにより木材資源の有効活用と公益的機能の増進を図る。</p> <p><b>【適格性基準との整合性】</b> 対象山林のすべてにおいて森林施業計画の認定を受けており、森林法第5条に定める森林である。 対象山林及び施業計画認定者 浦幌(十勝支庁認定)、弟子屈・標茶(釧路支庁認定)、湧別(網走支庁管内、湧別町認定)</p> <p><b>【法令遵守状況】</b> <u>浦幌山林</u> 森林施業計画 認定No.十・20-A2(十勝支庁)、期間 平成20年9月～25年8月 本施業計画は浦幌町の外、大樹町・広尾町・豊頃町所在の社有林を含むが、間伐推進の強化山林として浦幌町のみを対象とする。 本山林は防霧及び干害防備保安林を含んでおり、間伐の際には事前に「保安林内間伐届出書」を支庁に提出し、許可を得ている。</p> <p><u>弟子屈山林・標茶山林</u> 森林施業計画 認定No.釧・20-A2(釧路支庁)、期間 平成20年9月～25年8月 本施業計画は、当該山林の外に釧路町・厚岸町・浜中町及び標茶町の他団地、弟子屈町所在の王子木材緑化社有林を含むが、間伐推進の強化山林として弟子屈・標茶(1団地)のみを対象とする。</p> <p><u>湧別山林</u> 森林施業計画 認定No.19-14(湧別町)、期間 平成19年10月～24年9月 本山林は干害防備保安林を含んでおり、間伐の際には事前に「保安林内間伐届出書」を支庁に提出し、許可を得ている。</p> <p>いずれの山林においても、現行計画の期間満了後は計画期間が切れることなく次期計画を提出する。 現行以前の間伐実績については、「伐採等の届出書」にて施業計画認定山林であったことを証明する。</p> <p><b>森林認証</b> 平成22年12月26日付にて「王子製紙グループ社有林(北海道地区)」として SGEC 認証: JAFTA-008 を取得しており、当該山林はこの認証対象山林に含まれている。</p> <p><b>【採用技術】</b> プロジェクトで使用する設備・機器等</p>

<sup>1</sup> プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

浦幌、弟子屈・標茶、湧別山林共通				
機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
トウルールス	Laser Technology 社	15 年	2010 年 9 月	電子コンパス付レーザー距離計 樹高測定器
モバイルマップ 6	Magellan 社	15 年	2010 年 9 月	GPS 機能付きポケットコンピュータ
MapManager PRO	(株)竹谷商事	15 年	2010 年 9 月	測量ソフト
直径巻尺	ハイビスカス社	—	2010 年 4 月	胸高直径測定器具
輪尺	HISANAGA 社、 榎田度器製作 所他	—	2000 年頃	胸高直径測定器具

○直径巻尺、輪尺については、破損等で精度が落ちたと判断したら、更新(買替)を行っている。  
○湧別山林の調査に限り、対象地周囲測量の一部を外部業者に発注した。  
使用した GPS 機器は以下の 2 台である。  
・ Leica 社製、"SR20"  
・ (株)ディーシステム社製、"ASIST"

**【モニタリング方法】**  
オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)  
ver. 4.0 に準拠して実施する。

**【GHG 算定式の方法論への準拠性】**  
方法論 No. R 001 ver. 5.0 に準拠して算定する。

**【モニタリング体制】**  
吸収量算定者:王子製紙(株)資源戦略本部副本部長  
吸収量算定確認者:王子製紙(株)企画管理部グループマネージャー  
吸収量算定担当者:王子木材緑化(株)林業部担当部長  
吸収量測定者:王子木材緑化(株) 林業部、北海道支店釧路営業所・遠軽営業所、  
内部監査:王子製紙(株)環境経営本部環境経営部 地球温暖化対策室長

**【QA / QC 体制】**  
教育訓練:王子製紙植林部・王子木材緑化林業部共同にて現地調査実施年に行う  
情報管理:王子木材緑化林業部が管轄し、バックアップデータを王子製紙植林部が所有する。  
保管期間は平成 35 年 3 月 31 日までとする。  
データの確認:王子製紙植林部・環境経営本部地球温暖化対策室にてダブルチェックを行う。  
内部監査:内部監査員は王子製紙地球温暖化対策室長とし、モニタリング報告書作成時に実施する。  
測定機器の維持管理:校正管理は王子木材緑化林業部・釧路営業所・遠軽営業所にて行う。  
(その他特筆すべき事項)  
特になし

モニタリング結果概要 <sup>2</sup>	<input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。  (その他特筆すべき事項) 特になし						
適用モニタリング方法 ガイドライン	<u>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン</u> (森林管理プロジェクト用) ver.4.0						
適用方法論	方法論番号	R001 ver. 5.0					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					
<b>モニタリング結果</b>							
モニタリング期間	2010年 4月 1日～ 2011年 3月 31日						
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積	290.00 ha						
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2			1,398			1,398
認証依頼削減・吸収量	1,398 t-CO2 <sup>3</sup>						

<sup>2</sup> モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

<sup>3</sup> 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> 事業者名: <u>王子製紙株式会社</u>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由: _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

**【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】**

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: http://www.ojipaper.co.jp/

出版物 (環境報告書/定期刊行物)

その他 具体的に: \_\_\_\_\_

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

**【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】**

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: \_\_\_\_\_

その他

具体的に: \_\_\_\_\_

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上